

# 入札のしおり

令和3年4月

淡路市

## 目

## 次

第 1	趣旨	1
第 2	関係法令の遵守等	1
第 3	入札参加の資格制限	1
第 4	指名停止	1
第 5	指名停止等を受けた入札参加資格者名等の公表	2
第 6	経営事項審査	2
第 7	術者の適正配置等	2
第 8	入札の辞退	3
第 9	入札保証金	3
第 10	入札の方法	3
第 11	入札の中止等	4
第 12	無効とする入札	4
第 13	開札	5
第 14	落札者の決定	5
第 15	再度の入札	5
第 16	消費税等	6
第 17	入札関係資料の返還	6
第 18	契約の締結	6
第 19	議会の議決に付すべき契約の締結	6
第 20	契約の確定	7
第 21	契約保証金	7
第 22	前金払	7
第 23	建設業退職金共済制度	7
第 24	工事着手	8
第 25	建設業法関連	8
第 26	指導事項	9
様式		10

[最終改正 令和3年4月1日]

### (趣旨)

第1 このしおりは、次に定める淡路市（以下「市」という。）の一般競争入札及び指名競争入札（以下「入札」という。）に参加する者（以下「入札参加者」という。）が守らなければならない事項を、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、淡路市契約規則（平成17年淡路市規則49号）及びその他の法令、規則等に基づきその要旨を記載したもので、入札参加者は、このしおりの内容を十分承知して、入札に参加してください。

- ① 建設工事又は製造の請負
- ② 測量、調査、設計等の業務委託
- ③ 物品の買入れ、借入れ又は売払い

### (関係法令の遵守等)

第2 入札参加者は、次に掲げる事項に特に注意するほか、関係法令を遵守し、信義誠実の原則を守り、市民の信頼を失うことのないよう努めなければなりません。

- (1) 刑法（明治40年法律第45号）及び私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）を遵守し、入札の公正及び公平を害する行為を行わないでください。
- (2) 建設業法（昭和24年法律第100号）に違反する一括下請契約その他不適切な形態による下請契約により工事を実施する等、契約当事者相互間の信頼関係を失うような行為を行わないでください。
- (3) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）に基づき発注者が実施する工事現場の施工体制の点検に協力する等、受注者に課せられた義務を遵守し、公共工事の適正な施工を害する行為を行わないでください。

### (入札参加の資格制限)

第3 契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者は、入札に参加することはできません。

- 2 入札に参加することができる資格を有する者（以下「入札参加資格者」という。）が入札参加資格制限基準要綱（平成17年告示第4号）による別添「入札参加資格制限基準」の1の（2）のAからカまでのいずれかに該当すると認められるときは、入札参加の資格制限を行います。
- 3 入札参加の資格制限を受けたときは、その日から一定期間（6か月～2年）は入札に参加することはできません。これに該当する者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、同様とします。
- 4 入札通知を受けた者が開札時まで第2項の入札参加資格の制限事由に該当したとき及び前項の入札参加資格の制限を受けたときは、入札に参加することはできません。
- 5 一般競争入札において、入札参加資格があると確認された者であっても、開札時まで第2項の入札参加資格の制限事由に該当したとき及び第3項の入札参加の資格制限を受けたときは、入札に参加することはできません。

### (指名停止)

第4 入札参加資格者が淡路市指名停止基準に関する規程（平成17訓令第21号）の別表

第1又は別表第2に掲げる措置要件のいずれかに該当すると認められるときは、指名停止を行います。

- 2 入札通知を受けた者が前項に規定する指名停止を受けたときは、指名停止期間中、入札に参加することはできません。
- 3 一般競争入札において、入札参加資格があると確認された者であっても、開札時まで指名停止を受けた者は、入札に参加することはできません。

#### (指名停止等を受けた入札参加資格者名等の公表)

第5 第3の第2項による入札参加資格の制限又は第4による指名停止(金融機関からの取引停止によるものを除く。)(以下「指名停止等」という。))を受けた入札参加資格者については、当該入札参加資格者の商号(屋号)、住所、指名停止等の期間及びその理由について、指名停止等の措置を受けた日からその日の属する年度の翌年度末まで(翌年度末において指名停止等の措置期間中の者については、指名停止等の期間満了の日まで)の間、総務部管財課窓口において公表します。

#### (経営事項審査)

- 第6 市から建設工事を直接請け負おうとする建設業者は、建設業法に基づく経営事項審査を受けていなければなりません。この場合において、当該経営事項審査の結果通知書(以下「経審通知書」という。))は、市と建設工事の請負契約を締結する日の前1年7か月以内の日を審査基準日とするもので、直近の経審通知書が有効なものとなります。
- 2 一般競争入札の建設工事の発注に当たっては、有効な経営事項審査を受けているかどうか確認するため、経審通知書の写しを提出又は提示していただくこととしています。
  - 3 建設業者が経審通知書を更新した場合は、当該経審通知書の内容を(一財)建設業技術者センターからデータの提供を受けるため、入札参加資格申請変更届及び当該経審通知書の写しの提出の必要はありません。

#### (技術者の適正配置等)

第7 建設業法では、建設工事の適正な施工の確保を図るために、工事現場における建設工事の施工の技術上の管理を行う者として、「主任技術者」を置かなければなりません。発注者から直接請け負った建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額の合計が、4千万円(建築一式工事の場合は6千万円)以上となる場合には、特定建設業の許可が必要になるとともに、主任技術者に代えて「監理技術者」を置かなければなりません。

- 2 主任技術者又は監理技術者は、公共性のある工作物に関する重要な工事については、工事現場ごとに専任でなければなりません。「専任」とは、「他の工事現場に係る職務を兼務せず、常時継続的に当該建設工事現場に係る職務にのみ従事すること。」を意味し、必ずしも当該工事現場への常駐(現場施工の稼働中、特別な理由がある場合を除き、常時継続的に当該工事現場へ滞在していること)を必要とするものではありません。また、専任の者でなければならない監理技術者は、「監理技術者資格者証」の交付を受けている者であって、監理技術者講習を受講したもののうちから選任しなければなりません。

なお、「重要な工事」とは、建設工事で工事1件の請負代金の額が3千5百万円(建築一式工事の場合は7千万円)以上のものをいいます。

- 3 低入札価格調査基準価格(以下「調査基準価格」という。))を下回った入札をした者が、

建設工事請負契約の相手方となるときには、専任で配置すべき主任技術者又は監理技術者とは別に、それと同等の要件を満たす技術者を追加して専任で配置しなければなりません。また、この場合において、必要な技術者を追加して専任で配置できないときには、当該入札は無効とします。

- 4 営業所における専任技術者は、営業所に常勤して専らその職務に従事することが求められていますので、特例として認められている場合を除き、現場に配置する監理技術者・主任技術者と兼務することはできません。

また、経營業務の管理責任者と監理技術者・主任技術者との兼務についても、上記の営業所の専任技術者と同様の取扱いとなります。

#### (入札の辞退)

第8 入札通知を受けた者は、入札の執行が完了するまでは、いつでも入札辞退届を提出して入札を辞退することができます。入札辞退届を提出した場合は、これを撤回することはできません。

- 2 主任技術者等技術者の確保ができない場合には、必ず事前に入札を辞退してください。
- 3 入札を辞退した者は、辞退したことを理由として以後の指名等について不利益な取り扱いを受けることはありません。

#### (入札保証金)

第9 入札参加者は、入札前に入札金額の100分の5以上の入札保証金を納めなければなりません。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、入札保証金の全部又は一部を納めなくてもよい場合があります。

- (1) 指名競争入札に参加しようとするとき。
  - (2) 一般競争入札に参加しようとする者が、保険会社との間に市を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
  - (3) 一般競争入札に参加しようとする者が、入札保証金に代わる担保を提供したとき。  
なお、制限付一般競争入札及び指名競争入札においては、入札保証金を納めなくてもよいこととしていますが、契約担当者において契約を締結しないおそれがあると認める場合には、入札保証金を納めていただくこととなります。
  - (4) 一般競争入札に付する場合において、過去2年間に国（公社、公団を含む。）、地方公共団体その他市長が指定する公共的団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行した者について、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- 2 入札保証金に代わる担保を提供する場合は、担保の種類等について事前に契約担当者を確認の上、手続をしてください。
  - 3 入札保証金又は入札保証に代わる担保は、落札者を決定したとき、又は入札の執行を取り消した後に返還します。ただし、落札者の入札保証金については、還付しないで契約保証金の一部に充当することがあります。
  - 4 納付した入札保証金には、利子を付しません。

#### (入札の方法)

第10 入札参加者は、入札公告（入札説明書）、入札通知書、設計図書（設計書、図面、仕様書等をいう。以下同じ。）及び工事現場（納入場所）などについて疑義のあるとき

は、入札公告又は入札通知書に記載の期間内において、担当職員の説明を求めることができます。

- 2 入札参加者は、紙で直接入札する場合は、工事請負入札書、業務委託入札書又は物品供給入札書（以下これらを「入札書」という。）に必要な事項を漏れなく記入した上、封入し、入札公告（入札説明書）又は入札通知書に示した日時及び場所において、入札執行職員の指示に従い、入札箱に直接投入してください。
- 3 工事請負及び測量、調査、設計等の業務委託に係る入札参加者は、入札する前に積算内訳書を提出しなければなりません。
- 4 入札参加者は、入札を代理人に行わせることができますが、代理人は、入札前に委任状を提出しなければなりません。この場合において、入札書には、入札参加者の住所及び氏名のほか、当該代理人が記名押印（当該委任状に押印したもの）しなければなりません。ただし、特別共同企業体による入札の場合は、紙入札する場合、電子で入札する場合とも構成員からの委任状（復代理人を選任する場合は、復代理人への委任も含む。）が必要です。
- 5 入札参加者又は入札参加者の代理人（以下「入札者」という。）は、当該入札に関する他の入札参加者の代理をすることはできません。
- 6 入札書に記載する金額（消費税及び地方消費税の額を除く。）は、アラビア数字を用い、「¥」との間を空けない（記載例「¥1,500,000-」）ように表示し、万一、誤って記載したときは、入札金額を訂正しないで新しい入札書を使用してください。
- 7 入札金額は、契約対象となる1件ごとの総価格としますが、単価による入札を指示したときは、その単価としてください。
- 8 入札箱に投入した入札書は、書き換え、引き換え又は撤回することはできません。

#### （入札の中止等）

- 第11 入札者が連合（談合）し、又は不正不穩の行動をするなど、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは中止することがあります。
- 2 天災地変などのやむを得ない理由が生じたときは、入札の執行を延期し、若しくは中止し、又は取り消すことがあります。

#### （無効とする入札）

- 第12 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効として取り扱います。
  - (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
  - (2) 入札書（電子入札における電子入札記載事項及び売却システムによる入札における入札書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。）が所定の日時（電子入札の場合は、所定の入札期間内）までに到着しない入札
  - (3) 入札方式が直接入札において、入札者が1人の場合においてその者がした入札（一般競争入札、制限付一般競争入札及び別段の定めがある場合を除く。）
  - (4) 入札者が同一事項について2通以上した入札
  - (5) 同一事項の入札において、入札者がさらに他の者を代理してした入札
  - (6) 連合（談合）その他不正行為によってなされたと認められる入札
  - (7) 入札保証金を納付すべき場合において、入札保証金が納付されていない入札又はその額が所定の額に達していない入札

- (8) 入札執行前に予定価格を公表した場合において、当該予定価格を上回る金額（公有財産若しくは物品の貸付け又は売払いにあつては、下回る金額）で入札したとき。
- (9) 入札書に入札金額、入札者の氏名若しくは押印のない入札（電子入札の場合は、電子署名及び当該電子署名に係る電子証明書のない入札とし、売却システムによる入札の場合は、氏名又は名称を明らかにする電磁的記録であつて市長が別に定めるもののない入札とする。）又はこれらが分明できない入札
- (10) 入札金額の訂正された入札又は誤字、脱字などにより入札内容が分明できない入札
- (11) 電子入札で入札する場合において、ICカードを不正に使用して行った入札
- (12) 前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

#### （開 札）

第13 開札は入札場所で、入札の終了後直ちに、入札者及び入札立会人の立会いの上で行います。ただし、電子入札の場合は、兵庫県電子入札共同運営システムにおいて実施し、淡路市電子入札運用基準のほか、別の定めによります。

2 開札をしたときは、その開札の結果を淡路市役所の窓口及び淡路市ホームページ(<https://city.awaji.lg.jp/soshiki/nyusatsu/>)において閲覧に供します。

#### （落札者の決定）

第14 開札の結果により、次のとおり落札者を決定します。

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格（売払い又は貸付けその他市の収入の原因となる契約の場合は最高価格）をもって入札をした者を落札者とします。ただし、その者が当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがあるなど、契約の相手方として著しく不相当であると認められるときは、その者を落札者としません。
  - (2) 最低制限価格を設けたときは、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とします。
  - (3) 低入札価格調査制度（調査基準価格）を採用した場合（入札説明書又は入札通知書に明記）において、調査基準価格を下回った入札が行われたときは、落札者の決定を保留し、個別の入札価格を調査の上、その入札について当該契約の内容に適合した履行がなされるか否かを調査し、その調査結果により落札者を決定します。この場合において、該当する入札を行った者は、この調査に協力していただくことになります。
- 2 落札者となるべき同価格の入札をした者が、2人以上あるときは、直ちに当該入札者（郵送による入札の場合は入札立会人）によるくじ引きで落札者を決定します。この場合において、くじ引きを辞退することはできません。

#### （再度の入札）

第15 開札の結果、予定価格の範囲内の入札がないときは、直ちに再度入札を行います。ただし、郵送による入札を行った者がある場合等において、直ちに再度の入札を行うことができないときは、指定する日時において、再度の入札を行うものとします。

2 再度の入札の回数は1回とし、再度の入札の結果、落札者がいないときは、入札を打ち

切ることがあります。この場合において、随意契約ができると認められるときを除き、再度公告入札又は指名競争入札を行います。

- 3 再度入札に参加できる者は、初度の入札において有効な入札をした者及び第12の(4)、(7)、(9)、(10)及び(12)に該当し無効となった入札をした者で、入札執行者が認めた者とします。
- 4 最低制限価格を設けたときは、初度の入札において最低制限価格より低い価格の入札をした者の再度入札の参加は認められません。

#### (消費税等)

第16 入札書には、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額(税抜き)を記載してください。

ただし、契約担当者が特に指示したときは、その定めによるものとします。

- 2 契約金額は、入札書に記載された契約希望金額に当該金額の10%を加算した額とします。

#### (入札関係資料の返還)

第17 入札参加者で、貸与を受けた設計図書がある場合は、契約担当者が、貸与時に指定する期限までに、契約担当者に返還してください。

#### (契約の締結)

第18 契約担当者は、所定の手続を経た後でなければ、落札者を契約の相手方に決定することができない。

- 2 契約書の作成を要する場合は、契約の相手方として決定された者(以下「契約相手方」という。)は契約担当者から交付された契約書に記名押印し、当該決定の日から5日以内(市の休日を除く。)に契約担当者に提出してください。
- 3 契約書の作成を要しない場合は、契約相手方は当該決定の日から5日以内(市の休日を除く。)に請書を契約担当者に提出しなければなりません。ただし、契約担当者がその必要がないと認めて指示したときは、この限りではありません。
- 4 落札者は、正当な理由がないのに、所定の期間内に契約書又は請書を提出しないときは、落札者としての権利を失うこととなります。
- 5 落札者が、落札決定から契約締結までの間に、第3による「入札参加の資格制限」又は第4による「指名停止」を受けたときは、契約を締結しない場合があります。この場合において、市は、一切の損害賠償の責めを負いません。

#### (議会の議決に付すべき契約の締結)

第19 議会の議決に付すべき契約(予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負及び2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ又は売払い)は、契約相手方として決定された日から5日以内(市の休日を除く。)に契約担当者から交付された仮契約書を締結してください。

- 2 仮契約締結後、議会の議決までの間に、当該仮契約を締結した者が第3による「入札参加の資格制限」又は第4による「指名停止」を受けたときは、本契約を締結しない場合があります。この場合において、市は、一切の損害賠償の責めを負いません。

### (契約の確定)

第20 契約書の作成を省略する場合を除き、契約は、契約の当事者である契約担当者と契約相手方とが契約書に記名押印し、又は議会の議決に付すべき契約にあっては本契約に係る確認事項への記名押印したときに確定します。

### (契約保証金)

第21 契約相手方は、契約の確定までに、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければなりません。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を納めなくてもよいこととなります。

- (1) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供があるとき。
- (2) 債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行又は市が確実に認める金融機関等の保証があるとき。
- (3) 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証があるとき。
- (4) 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結があるとき。
- (5) 物件を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。
- (6) 物件を買い入れる契約を締結する場合において、当該物件が即納されるとき。
- (7) 契約金額が500万円以下であるとき。

### (前金払)

第22 契約金額が1件200万円未満のものについては、前金払を行いません。

2 契約金額が1件200万円以上の工事で保証事業会社と前金払に関し保証契約をした者に対しては、契約金額の10分の4（設計、調査及び測量については、10分の3）以内の前金払を行います。ただし、工期が2か年度以上にわたる建設工事請負契約については、各年度ごとに当該年度の出来高予定額又は支払限度額の10分の4以内の前金払を行います。

3 中間前金払「有」及び部分払「有」の工事の落札者は、契約締結までに、中間前金払を受けるか、部分払を受けるかを選択してください（契約締結後、この選択を変更することは認めません）。この場合において、中間前金払を選択したときには部分払を受けることができず、部分払を選択したときには中間前金払を受けることができません。

4 中間前金払は、前項の工事において中間前金払を選択した者が、前金払を受けた後、契約担当者から以下の要件をすべて満たしていることについて認定を受け、保証事業会社と中間前金払に関し保証契約をした場合、請負金額10分の2以内の中間前金払を行います。

ただし、工期が2か年度以上にわたる建設工事請負契約については、各年度ごとに当該年度の出来高予定額又は支払限度額の10分の2以内の中間前金払を行います。

- (1) 工期の2分の1を経過していること。
- (2) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- (3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金の2分の1以上の額に相当するものであること。

### (建設業退職金共済制度)

第23 工事には、特に指示する場合のほか、全て建設業退職金共済制度（以下「建退共」

という。)に基づく掛金相当額が諸経費の中に積算されていますので、入札に当たっては、これを含めて見積もってください。

- 2 受注者は、契約金額が500万円以上の建設工事を施工しようとするときは、建設現場ごとの建退共の対象労働者数及び就労予定日数を的確に把握し、必要な共済証紙を購入してください。この場合において、受注者において的確な把握が困難である場合は、独立行政法人勤労者退職金共済機構建設業退職金共済事業本部が作成した「共済証紙購入の考え方について」を参考にして購入してください。
- 3 受注者は、証紙購入の際に金融機関が発行する掛金収納書を、契約締結後1か月以内に契約担当者に提出しなければなりません。ただし、特別の事情がある場合は、あらかじめ、契約担当者に申し出て、この期間を延長することができます。
- 4 受注者が工事の一部を下請業者に施工させるときは、下請業者が雇用する建退共対象労働者に係る共済証紙を併せて購入し、現物により下請業者に交付してください。ただし、下請業者が建退共に未加入のときは、元請業者から当該下請業者が建退共に加入するよう指導してください。
- 5 契約金額が500万円未満の工事は、掛金収納書の提出を省略しますが、共済証紙は購入しなければなりません。
- 6 共済証紙は、当該契約に係る工事に従事する建退共の対象労働者に賃金を支払ったときに（少なくとも月1回）その労働者を雇用した日数分を「建設業退職金共済手帳」に貼り、消印をしてください。
- 7 前各項の規定にかかわらず、建退共の手続を電子申請としたときは、その方式により適正に手続をしなければなりません。

#### (工事着手)

第24 契約を締結した者は、契約担当者が特に指示した場合のほか、契約を締結した日から7日以内に工事に着手しなければなりません。

#### (建設業法関連)

第25 「建設産業における生産システム合理化指針（平成3年2月策定）」に沿って、合理的な元請・下請関係を確立するよう努めてください。

- 2 「建設業法遵守ガイドラインー元請負人と下請負人の関係に係る留意点ー（平成19年6月策定）」を参考に、下請負人との関係において適正化に努めてください。
- 3 元請負人は、工事の出来形部分に対する支払又は工事完成後における支払を発注者から受けたときは、その工事の下請負人に対して、支払を受けた日から1か月以内で、かつ、できる限り短い期間内に下請代金を支払わなければなりません。  
また、元請負人は、前払金の支払を受けたときは下請負人に対して、建設工事の着手に必要な費用を前払金として支払うよう適切な配慮をしなければなりません。
- 4 元請負人が特定建設業の許可を受けている者（以下「特定建設業者」という。）である場合は、下請負人が建設工事の目的物の引渡しを申し出た日から50日以内で、かつ、できる限り短い期間内に下請代金を支払わなければなりません。
- 5 発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、下請負人が建設工事の施工に関して関連法規に違反しないよう指導するとともに、下請負人がこれらの規定に違反していると認められるときには、その事実を指摘して、是正を求めるよう努めなければなりません。

- 6 特定建設業者が発注者から直接建設工事を請け負った場合において、当該建設工事を施工するために締結した下請代金の額の合計が4千万円（建築一式工事の場合は6千万円）以上となるときは、工事現場ごとに施工体制台帳を作成して備え置き、発注者にその写しを提出するとともに、施工体系図を作成し工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲示してください。

また、特定建設業者は、施工に携わる下請負人の把握に努め、これらの下請負人がその請け負った工事を他の建設業を営む者に請け負わせたときは、再下請負通知を行うよう指導してください。

#### （指導事項）

第26 公共事業の重要性に鑑み、市と工事請負契約を締結し施工しようとする者は、次に掲げることに留意してください。

- (1) 工事施工に当たっては、労働安全衛生法等関連諸法令、建設業法等、工事に関する法令を遵守すること。
- (2) 下請施工を必要とする場合は、市内業者の優先発注に努めること。
- (3) 工事用資材等運搬に当たっては、積載超過のないようにするとともに、過積載している資材業者からは、資材を購入しないように留意すること。

工事番号	第 号
------	-----

## 工 事 請 負 入 札 書

工 事 名

工事場所 淡路市 地内

入札金額 ￥ \_\_\_\_\_

電子入札に係るくじ番号 任意の数字3桁を記入すること			
-------------------------------	--	--	--

上記の工事については、淡路市契約規則はもちろん、契約条項その他関係書類及び現場熟知の上、上記の金額をもって請負入札します。

年 月 日

淡路市長 様

住 所

商号又は名称

代表者氏名 ⑩

(上記代理人 ⑩)

許可年月日	年	月	日	
許可番号	( )	第	号	

(注1) 電子入札システムによる入札で紙入札をする場合は、上記の電子入札に係るくじ番号を記入してください。

(注2) 代理人の場合は、氏名を記入し、委任状に押印した印を押印してください。



物品購入番号	第 号
--------	-----

物品供給入札書

物品名

品目・規格型式	数 (A)	量 単 価 (B)	金 額 (A) × (B)	摘 要

入札金額 円 \_\_\_\_\_

納入場所

納入期限 年 月 日

上記の物品供給については、淡路市契約規則はもちろん、契約条項その他関係書類を熟知の上、上記の金額をもって物品供給入札します。

年 月 日

淡路市長 様

住 所

商号又は名称

代表者氏名

㊞

(上記代理人

㊞)

(注) 代理人の場合は、氏名を記入し、委任状に押した印を押印してください。

工事番号	第 号
------	-----

## 工 事 請 負 見 積 書

工 事 名

工事場所 淡路市 地内

見積金額 ￥ \_\_\_\_\_

上記の工事については、淡路市契約規則はもちろん、契約条項その他関係書類及び現場熟知の上、上記の金額をもって請負見積りします。

年 月 日

淡路市長 様

住 所

商号又は名称

代表者氏名 ㊟

許可年月日	年 月 日
許可番号	( ) 第 号

(注) 代理人の場合は、氏名を記入し、委任状に押印した印を押印してください。

業務番号	第	号
------	---	---

## 業 務 委 託 見 積 書

委託業務名

履 行 場 所 淡路市 地内

見 積 金 額 ¥ \_\_\_\_\_

上記の業務については、淡路市契約規則はもちろん、契約条項その他  
関係書類及び現場熟知の上、上記の金額をもって見積りします。

年 月 日

淡路市長 様

住 所

商号又は名称

代表者氏名 ⑩

(上記代理人 ⑩)

(注) 代理人の場合は、氏名を記入し、委任状に押印した印を押印してください。

物品購入番号	第 号
--------	-----

物品供給見積書

物品名

品目・規格型式	数 (A)	量 単 価 (B)	金 額 (A) × (B)	摘 要

見積金額 ￥ \_\_\_\_\_

納入場所

納入期限 年 月 日

上記の物品供給については、淡路市契約規則はもちろん、契約条項その他関係書類を熟知の上、上記の金額をもって物品供給見積りします。

年 月 日

淡路市長 様

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

㊞

(上記代理人

㊞)

# 入 札 辞 退 届

工事（業務）番号  
件 名

上記について指名を受けましたが、都合により入札を辞退します。

入札辞退の理由

---

年 月 日

淡路市長 様

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

印

# 委任状

私は、 \_\_\_\_\_ を代理人と定め

下記の権限を委任します。

記

\_\_\_\_\_ の

入札及び見積に関する一切の権限

受任者	
使用印鑑	

年 月 日

淡路市長 様

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

④

現場代理人及び主任（監理）技術者届

年 月 日

淡路市長 様

受注者 住 所  
氏 名

工事番号 第 号  
工事名

上記工事の現場代理人及び主任（監理）技術者を、下記の者に定めましたのでお届けします。

記

- 1 現場代理人  
(職・氏名)
- 2 主任（監理）技術者  
(職・氏名)

(注) 資格を証するものの写しを添付してください。

年 月 日

淡路市長 様

受注者 住所  
氏名

下記の工事について、前金払を請求します。

記

1 工 事 名

2 請負代金額 ¥  
(出来高予定金額)  
年度 ¥  
年度 ¥

3 前金払額 ¥  
(前金払の率 契約金額の %)

4 契約年月日 年 月 日

5 工 期 年 月 日から  
年 月 日まで

6 振 込 先 金融機関名 : \_\_\_\_\_  
支 店 名 : \_\_\_\_\_ 支店  
預 金 種 別 : 普通 ・ 当座  
口座名義人 : \_\_\_\_\_  
口座番号 : \_\_\_\_\_

(注)

- 1 保証証書を添付してください。
- 2 債務負担行為に基づく契約の場合は、各年度の出来高予定額を記入してください。
- 3 10万円未満の端数は、切り捨ててください。

